

平成30年（行ウ）第57号設楽ダム公金支出差止等請求事件

原告 松倉源造外161名

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

2019（令和元）年5月22日

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

原告 澤田 恵子

この度、意見陳述の機会を頂き、感謝申し上げます。

私は、新城市に生まれ、豊川を身近に生活してきました。子供のころは、父や兄と魚を取ったり、夏休みなどは近所の友達と一日中土手で滑って遊んだり、水遊びをしたものです。

しかし、楽しい思い出だけではありません。1959年の伊勢湾台風の時は6歳でしたが、その時のことは今でも恐怖として覚えています。豊川が決壊し、私の家は床下浸水や家屋の一部損壊ですんだのですが、豊川近くの家々は、一階の天井近くまでの浸水もあり、家屋の半壊もありました。家畜の豚や牛が死んでしまったこと、田畑はしばらく水に浸かったままで耕作ができない状態であったことなど、目の当たりにした多くの被害状況は今でも記憶しています。

この土地に暮らす者の水とのかかわりを、2年ほど前に「設楽ダム建設中止を求める会」との出会いをきっかけに考えるようになりました。

清き流れとうたわれた豊川の姿は失われ、国の水質検査結果とのギャップを感じさせられています。国土交通省の設楽ダムの建設における用地取得のやり方は、移転をした方々に対して的確な配慮をしていなかったのではないかと思います。本体工事費2400億円と言われる設楽ダムの有効性についての当初の説明は、40年の歳月の間の変化で、疑義が生じています。例えば、愛知県や新城市から説明された水の必要量は現在の使用量との間で矛盾があります。また、ダムは洪水対策と

して水位を下げる目的もあるのですが、洪水により危険であるとされた箇所は河川改修によって、ダムがなくとも水位を十分に下げられことも実証されました。

多くの問題点があるなか、私が設楽ダム建設に反対する理由は、安全なのか、また本当に必要であるかということです。

新城市より設楽町に続く奥三河においては、市町村の財政は非常に厳しく、市民病院などの市町村民の生命を守る機関でさえ不十分で、交通機関、買い物等を含めて生活をするのが大変不便であり、守らないといけない人たちが住んでいます。

日本でダムが崩壊したことなど一度も無かったとの説明を受けましたが、近年の気象の異変や災害では、予測出来なかった事態が数多く発生しているのが現状です。今後、ダムの崩壊がないといえるのでしょうか。

設楽ダム建設地の地盤について、現地に出向き、大学教授や専門知識を有する方々の継続した調査結果について説明をお聞きする機会がありました。説明を聞いて、リスクのあるダム地盤として不適格なところであることがよくわかりました。

計画のされているダム湖の東側は設楽町の中心街で、公共施設や住宅などが多く立ち並ぶ地域です。この設楽町中心街の標高は460m、ダム湖の約1億トンの満水時の標高は444mとなるため、漏水や地滑りが危惧されます。人命や生活基盤にかかわる恐れが充分あると判断されるにもかかわらず、ダムの建設中止に耳を傾けていただくことは無いのでしょうか。

ダムを造ることなく、先ほど申し上げた洪水対策の河川改修のように、知恵と努力で解決する方法もあるでしょう。

無駄な事業に多くの税金を使ってはなりません、国の借金が2019年3月時点で、1087兆円を上回り国民一人当たり859万円と発表されていました。未来の子どもたちに負担をさせるような事業であってはならないと思い、原告に加わりました。

事実をきちんと見極めて、設楽ダムの建設が中止される判断をいただきたくお願いし、意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。